

タブレットを活用した議会のICT化（案）

1 導入する目的

- (1) 紙の削減（レスペーパー）
- (2) 業務の効率化（資料の作成、配布、修正の効率化など）
- (3) 迅速な情報共有（災害時を含む）

2 導入する内容及びスケジュール

導入目的に資すると議会として合意された範囲内で、クラウド型文書共有システム、情報共有ツール（メール等）等を議会所有のタブレット及び個別回線を使って活用する（新庁舎建設に際しては無線 LAN 設備を検討する。）。

【別紙「ICT化の考え方について」「導入スケジュール（案）」を参照】

3 活用範囲等

議会活動に限った活用範囲とし、セキュリティの確保も徹底する。導入は、公費で費用負担する。

また、検証を行い、必要に応じて更新をする。

4 使用基準等の検討

- (1) 会議等での使用者、使用範囲、使用ルールなど使用基準は議会向上会議で検討し、決定する。導入までのその他の詳細は正副委員長に一任し、適宜、議会向上会議に報告する。

将来的な活用方法は、活用する中で検討を加えていく。

- (2) デジタルデバイド（情報格差）に考慮し、タブレット活用に習熟する期間は、紙資料を併用する。

その後は、導入目的を達成するため、議会として合意された使用基準に従い、タブレット活用を推進する。

5 タブレットの更新

タブレット機器を更新する際に、使用基準、機器の仕様等の見直しを検討する。また、費用対効果も検証し、費用負担の再検討や効果が表れていない場合は、タブレットの使用中止も含めた検討とする。